

第8回天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年8月20日(木) 14時00分～14時32分

2 開催場所 天栄村役場 庁議室

3 出席委員 (9人)

内	山	正	勝
円	谷		要
松	崎	兵	一
塩	田	善	大
小	針	重	男
石	塚	繁	男
佐	藤	正	尉
常	松		栄
佐	藤	光	榮

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第1号 現況確認証明申請適否決定について

事務局長 定刻になりましたので、次第により進行させていただきます。
職務代理 これより令和2年第8回天栄村農業委員会総会を開会致します。
事務局長 続きまして、会長よりご挨拶をお願い致します。
会長 (会長挨拶)
事務局長 天栄村農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長になることと
なっておりますので、会長よろしくお願い致します。

会長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます、ご協力をよろしくお願い致
します。出席、欠席の報告についてですが、本日の出席委員は9名、欠席は
ありません。よって天栄村農業委員会会議規則第6条の規定に基づきまし
て、本委員会は成立しております。議事録署名委員の指名については 小針
委員、石塚委員 の両名をお願い致します。
それではただいまから議事に入ります。

議長 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議
題といたします。No.1について事務局より説明を願います。
事務局 (1ページ～3ページ朗読)
事務局長 この件に関して、若干補足をさせていただきます。「農地法第3条の3第1
項の規定」ということで、こちらについては相続等により農地の所有権が変
わった場合は村の農業委員会へ届け出をしていただくものでございます。
農地について後継者が農業をしていない場合には、農業委員会に借り手の
斡旋を希望する場合もございますが、今回の場合については斡旋の希望が
無いため、審議事項ではなく報告事項となりますので事前にお伝えいたし
ます。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑ある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)
意見・質疑なしと認め、報告事項なので、承認といたします。
(14:07決定)

議長 続いて、No.2について事務局より説明願います。
事務局 (4ページ～6ページ朗読)
議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)
意見・質疑なしと認め、これも報告事項でありますので、承認とさせていた
だきます。
(14:08決定)

議長 次に議案第1号「現況確認証明申請適否決定について」の件を議題といた

事務局 説明の前に、現況確認について簡単に説明いたします。通常の農地を農地としてではなく、違う用途で利用する場合は、「農地転用」という手続きとなります。しかし、この現況確認証明というのは今の農地の状態が山林化してしまったり、農地として現況をとどめていない場合にこちらが使えます。違いとしては、「農地転用」は県知事の許可が必要となり、1～2か月の手続き期間が必要となります。ですがこの「現況確認」ですと通常、申請があがり、農業委員会に諮った翌日には発行できるようになります。今回、委員の皆さまにはこの現況確認ということで、土地の所在と現況の写真を資料に添付してありますのでご覧になって、非農地扱いとできるか否かを判断していただければと思います。No.1について説明いたします。

(7ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。 7番委員 よりご説明願います。

7番委員 事務局から説明がありました通り、現地確認を会長、■■■■委員、産業課の■■■■さん、事務局の■■■■さんと8月17日に行いました。傾斜がきつい畑でしたが、20メートルを超える竹などが茂り、竹林となっており、これからは畑に戻すのは無理かと思っておりますので、審議のほどよろしく願いたいと思います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:18決定)

議長 続いてNo.2について事務局より説明を願います。

事務局 (11ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。 1番委員 よりご説明願います。

1番委員 この件について前の農業委員■■■■さんから伺っており、適正に処理をしてくださいとの言付けがありました。内容については事務局の説明通りですので、審議のほどよろしく願いたいと思います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:21 決定)

- 議長 続いて、No.3 について事務局より説明願います。
- 事務局 (15 ページ朗読)
- 議長 説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。1 番委員 よりご説明願います。
- 1 番委員 この案件につきましては、これまで■■■さんという方が申請地を借りてシイタケを作っていましたが、もう使わないため、■■■さんに売却したいということで、今回の申請がありました。審議のほどよろしく願いいたします。
- 8 番委員 このハウスについては、判定は何になっているの。外見から見れば何か作れると思えのですが。
- 事務局 地図については赤判定となっております。
- 事務局長 8 番委員さんからお話しありました、地図の色は何色かという点についてでしたが、農業委員会においては秋口に遊休農地の調査をさせていただいて、そのときに荒れている農地については、色をつけます。そうするといまおっしゃったような復旧が厳しいものについては、地図上に赤い印が入ります。耕作放棄地で復旧が難しいと、その次に少し頑張れば復旧できるかなというところは緑になります。ですので、今ほどお話しあった赤というのはそのような意味でございます。ただ、この場所についてはおそらく申請人の方はここにはタッチしておらず、先ほどおっしゃられた■■■さんという方がこのハウスの所有者なんでしょうけれども、■■■さんの方でも自分で壊すわけにもいかないし、処分にも困るというようなことで、本来であれば■■■さんに農地として譲りたいのしょうけれども、■■■さんについても耕作の意図がないので、そうすると農地からはずしてあげれば■■■さんのほうでお求めになれるのかなと、そうするとこの問題が解決するのではないかなというようなことでございますので、よろしく願いしたいと思います。
- 議長 担当委員の説明が終わりましたので、この件に関しまして意見・質疑のある方は挙手願います。
- (意見・質疑なし)
- 意見・質疑なしと認め、これより採決致します。
- 異議なしの方は挙手を願います。
- 挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。
- (14:28 決定)
- 続いて、No.4 について事務局より説明願います。
- 事務局 (19 ページ朗読)
- 議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願

たいと思います。 1番委員 よりご説明願います。

1番委員

ただ今事務局より説明があった通り、40年位耕作しておらず草木が茂って
おり仕方ないかと思ひます。審議のほどよろしくお願ひいたします

議長

説明が終わりましたので意見・質疑のある方は挙手願ひます。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願ひます。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:31決定)

議長

以上を持ちまして、本日提出された案件の議事を終了致しました。

これを持ちまして、議長の席を降りさせていただきます。

ご協力ありがとうございます。

事務局長

閉会を職務代理よりお願ひいたします。

職務代理

以上を持ちまして、第8回天栄村農業委員会総会を閉会致します。

(14:32終了)

天栄村農業委員会会議規則第13条第2項に規定により署名する。

令和2年 8月 31日

内山正勝



小針重男



石塚繁男

